

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○急傾斜地崩壊危険区域として指定

する件  
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件

## 告 示

福島県告示第百六十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三  
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。  
平成二十四年三月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称  
東

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十三号までを順次結んだ線及び  
標柱十三号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川郡古殿町大字山上

字大竹

七十七番

六十八番

字東

八十八番

二十六番

二十四番

字大竹

地番無し(道)

五十一番一

六十八番

二一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称

金洗

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十八号までを順次結んだ線及び  
標柱十八号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大沼郡金山町大字川口

字金洗道上

千五百四十九番二

千五百四十一番一

千五百四十番

千五百三十六番乙

千五百三十六番一

千五百三十五番

千五百三十番

千五百十九番一

千五百十九番二

千五百二十二番三

千四百九十二番二

千四百九十三番

千四百八十八番

千四百八十一番一

千四百八十一番三

三一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称

船渡ノ上

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十三号までを順次結んだ線及び  
標柱十三号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大沼郡金山町大字川口

字蛇沢

二千四百三十五番一

千五百五十八番一

千五百五十三番

千五百五十八番一

字蛇沢

二千四百三十五番一

字蛇沢

二千四百三十五番一

出ヶ原2工区

四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称

耶麻郡西会津町下谷

一号、二号及び三号

四号及び五号

六号及び七号

八号、九号、十号、十一号及び十  
二号

十三号

字宮ノ後 丙二百四十一番一 一号及び二号

丙三百三十八番

丙二百七十三番

丙三百三十番

丙三百三十六番

丙三百三十八番

丙二百三十六番

丙二百一十一番二

四号  
五号  
六号  
七号  
八号及び九号  
十号

五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称  
下ノ台

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次結んだ線及び標

柱十号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

南会津郡檜枝岐村

字下ノ台 四百一番四

字帝釈山 千二百一十一番一

字下ノ台 千四百番一

字帝釈山 千四百四番一

六 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称  
五林

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次結んだ線及び標

柱十号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

いわき市川前町川前

字五林 四十四番一

四十七番二

三十番二

百番二

十八番一

十八番三

三十番三

三十七番一

七 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称  
貝屋

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十四号までを順次結んだ線及び

標柱十四号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

いわき市田人町石住

字貝屋 二十五番 一号

百七十二番二

百七十三番

百七十四番二

百七十五番

百七十七番一

百七十九番一

百七十九番二

五十九番一

五十番

百七十四番二

三十五番一

二十八番一

七号  
八号  
九号  
十号  
十一号  
十二号  
十三号  
十四号

(砂防課)

福島県告示第百六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項及び第八條第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十四年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
板宮沢	いわき市内郷綴町板宮沢	土石流	次の図のとおり
板宮沢右支	市内郷綴町板宮沢	土石流	
入山沢1	市内郷白水町入山	土石流	
平口沢	市遠野町入遠野字平口	土石流	
炭釜沢	市四倉町玉山字炭釜	土石流	
堀坂1号	市内郷綴町堀坂	急傾斜地の崩壊	









鳥海	大沼郡三島町大字大谷字鳥海	急傾斜地の崩壊
中際	同 郡同 町大字大谷字中際	急傾斜地の崩壊
大石田	同 郡同 町大字大石田字上居	急傾斜地の崩壊
居平	同 郡同 町大字川井字居平	急傾斜地の崩壊
乙田	同 郡同 町大字宮下字中乙田	急傾斜地の崩壊
小山	同 郡同 町大字名入字小山居	急傾斜地の崩壊
高清水	同 郡同 町大字名入字高清水	急傾斜地の崩壊
中平	同 郡同 町大字桑原字中平	急傾斜地の崩壊
居平1号	同 郡同 町大字早戸字居平	急傾斜地の崩壊
居平2号	同 郡同 町大字早戸字居平	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

(砂防課)